

情報公開・個人情報保護審議会 諒問・報告事項

【報告】

件名	公営住宅等管理事務における個人番号の利用について（一部変更）
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：都市計画部住宅課)

公営住宅等管理事務における個人番号の利用について（一部変更）

区では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「利用条例」という。）に基づき、公営住宅等管理事務に個人番号を利用している。

公営住宅等管理事務における個人番号の利用について変更があったため、本審議会へ報告する。

1 新宿区立住宅管理条例等の改正による変更について（資料9－1）

平成30年第1回区議会定例会において、新宿区立住宅管理条例（以下「本条例」という。）を改正したことにより、公営住宅等管理事務の一部を区独自利用事務として追加し、当該事務で個人番号を利用するとした。併せて、既存の区独自利用事務の一部変更を行った。なお、特定個人情報保護評価書及び庁内連携については、従前の内容のとおりである。

（1）条例第13条第3項の申請に関する事務（新規）

改正前の本条例では、区立住宅への入居の際、許可申請者は、連帯保証人を立て、かつ敷金を納付する必要があった。本条例改正後は、連帯保証人を立てること又は敷金を納付することを選択して手続きをできることとなった。また、連帯保証人を立てられず、納付すべき敷金の全額を支払うこともできない許可申請者については、いずれの手続きも不要とすること又は敷金の一部納付を認めることを定めた。このいずれの手続きも不要とするか、敷金の一部納付とするか判定する事務では、許可申請者の所得を把握する必要があるため、個人番号を利用する事務が追加となった。

（2）敷金に関する事務（条例第24条第5項）（変更）

改正前の本条例では、敷金の減額、免除及び徵収猶予について規定されていた。本条例改正により減額と免除については、すべて上述の本条例第13条第3項に同様の規定を定めた。そのため、本条例第24条第5項からは減額と免除を削除し、徵収猶予の申請のみを残した。この本条例改正に伴い、区独自利用事務を定めた利用条例施行規則も同様の変更を行った。

（3）利用開始時期

平成30年4月1日

(本条例及び利用条例施行規則改正の施行日)

2 情報提供ネットワークシステムを使用した区独自利用事務について（資料9－2）

区独自利用事務については、個人情報保護委員会（国）へ届出を行うことにより、情報提供ネットワークシステムを使用した他自治体との情報連携（以下「情報連携」という。）が可能となる。区立住宅の種別ごとに行っている当該届出について、平成29年12月に個人情報保護委員会に変更（事務の一部追加）・新規の届出を行った。

（1）区営住宅の管理に関する事務（変更届出）

現行は、新宿区が公営住宅法に基づかず設置した区営住宅については、入居申込みの審査に関する事務など情報連携の届出を既に行っている事務が存在する。この度、平成29年10月の本条例改正に伴い、認知症等により家賃の決定に必要な収入の報告が困難である入居者については、区が収入に関する調査を行ったうえで、当該報告を行ったものとみなして家賃を決定する事務を新規追加した。そのため、区営住宅の管理に関する事務の情報連携の届出内容が変更となった。

（2）区民住宅及び特定住宅の管理に関する事務（新規の届出）

第34回個人情報保護委員会において、「地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。）」が、情報連携の対象となる独自利用事務の事例と位置づけられた。

これを受け、新宿区立住宅のうち、区民住宅及び特定住宅は、「地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅」に該当することから、これらの住宅の管理に関する事務について、情報連携を行う区独自利用事務として新規の届出を行った。

（3）情報連携の利用開始時期

平成30年7月1日

3 事業の規模（個人情報を収集する対象者数または見込み数）

2,611名（平成30年4月1日現在の区立住宅入居者数）